

令和 7 年度
豊田市立豊南中学校育友会・後援会

総 会 要 項



総 会 次 第 （ 目 次 ）

議案	内容	ページ
第1号議案	令和6年度 事業報告について	1～2
第2号議案	令和6年度 育友会会計決算報告について 令和6年度 後援会会計決算報告について 令和6年度 育友会・後援会会計監査報告について	3～5
第3号議案	令和7年度 育友会・後援会役員、顧問、相談役の承認について 令和7年度 会計監査の承認について 令和7年度 常任委員の承認について	6～7
豊南中学校育友会基本方針		8
第4号議案	令和7年度 事業計画（案）について	9
第5号議案	令和7年度 育友会会計予算（案）について 令和7年度 後援会会計予算（案）について	10
育友会会則、育友会細則、役員・委員立候補細則の改訂について		11
第6号議案	育友会会則の改訂について	12～15
豊田市立豊南中学校育友会会則 ※変更部分：赤字		
第7号議案	育友会細則の改訂について	16
豊田市立豊南中学校育友会細則 ※変更部分：赤字		
第8号議案	役員・委員立候補募集細則の改訂について	17
豊田市立豊南中学校育友会役員・委員立候補募集細則 ※変更部分：赤字		
豊田市立豊南中学校後援会会則		18
豊南中学校 育友会・後援会 個人情報取扱細則		19～20
業務委任契約書		21
令和7年度 豊南中学校年間行事予定		22

ご 挨拶

この数年の間で育友会・PTAが任意団体であることの明確化とそれに伴う入退会手続きの明確化を行うことで、会員数の減少傾向が続いており、育友会として取り組むべきことを改めて考える過渡期になっています。

様々なご意見を頂く中で、より活動の正味率を上げることを考えながら、役員・委員の負担軽減、役員・委員数の削減による組織のスリム化に取り組んできましたが、豊南中学校ブロックの近隣の小学校で導入されている賛助会員制度の様に、今の時代にあった制度を取り入れる必要があると役員会・委員会にて議論し改訂案を作りました。ご一読頂き、是非ご賛同頂きたいと思っております。

各論になると時間的な負担、金銭的な負担の話に集中しがちですが、育友会は（自分たちの子どもの学校生活に関わる）一番身近なボランティア活動と思います。今後とも、会員の皆様の深いご理解と、ご協力をよろしくお願いいたします。

令和6年度 事業報告

I. 全体事業

- ・豊南中学校ブロックの小学校のPTAにおいて賛助会員（=お金のみ支払う会員）の導入が進んでおり、新1年生の育友会加入率が大幅に減少
- ・育友会会員の減少傾向を受けて、役員・委員数の見直し、及び選出会の見直し（地区大きくくり化）を実施
- ・昨年までの取組を振り返り、一部地区のみ実施していた避難所運営への参加、及び地区夏祭り安全パトロールへの参加を各自自治区と相談の上で廃止
- ・広報活動を紙面での発行からweb版のみに変更し、印刷会社との調整業務を削減し、紙面作りの時間を増やし前後期で分散発行（2号/年→4号/年）&フルカラー化

活動月	役員会他			学校内事業	渉外事業		
	活動日	役員会	学校委員会				
4月	6日(土)	第1回 +臨時	第1回	5日(金)	入学式(会長祝辞)	6日(土)	豊田市PTA連絡協議会 役員会
	20日(土)			10日~20日	育友会総会…書面開催、webによる投票・決議	22日~5/12	豊田市PTA連絡協議会総会…書面開催、webによる投票・決議
	5月	11日(土)	第2回	/	10日(金)	豊南だより 251号発行	22日(水)
11日(土)					薔薇園及び校内整備ボランティア(地域学校共働本部への協賛)	22日(水)	豊南コミュニティ 青少年部会定例会
11日(土)					制服リサイクル配布(役員会に合わせて実施)	23日(木)	第1回 豊南中学校 学校運営委員会
6月	1日(土)	第3回	第2回	19日(水)	豊南だより 252号発行	1日(土)	豊田市PTA連絡協議会 理事会・臨時役員会
						11日(火)	愛知県小中学校PTA連絡協議会総会(愛知芸術文化センター)
7月	/	/	/	13日(土)	校内整備活動(薔薇園の草刈り)	7日(日)	豊南コミュニティ 青少年部会定例会
				13日(土)	令和7年度 役員立候補説明会…会計への立候補者へ説明	12日(金)	美術館 エッシャー展開会式・内覧会出席
						17日(水)	教育センター企画運営委員会
8月	/	/	/			20日(土)	学校訪問
						22日(木)	豊田市美術館運営協議会
						23日~24日	日本PTA全国研修大会
9月	7日(土)	第4回	第3回	7日(土)	制服リサイクル配布(役員会に合わせて実施)	24日(土)	子どもの未来を見つめる会
						24日~25日	豊南サマーフェスタ 前準備~当日
						8日(日)	豊南コミュニティ 青少年部会定例会
10月	5日(土)	第5回	第4回	5日(土)	制服リサイクル配布(役員会に合わせて実施)	18日(水)	父母と教師の教育を語る会
				12日~11/2W	次年度の役員・委員選出	18日(水)	人権教育指導者研修会
				18日(金)	薔薇祭…育友会役員の優先席を用意	5日~6日	豊南ふれあい祭り 前準備~当日
11月	9日(土)	第6回	/	9日(土)	薔薇園及び校内整備ボランティア(地域学校共働本部への協賛)	25日~26日	日本PTA東海北陸ブロック研究大会 愛知大会
				13日(水)	豊南だより 253号発行	2日(土)	教育を語る父母と教師の集い
12月	7日(土)	第7回	第5回			6日(水)	豊田市PTA連絡協議会 役員会
						7日(土)	教育後援会
1月	11日(土)	第8回	/	11日(土)	校内整備活動(グラウンド周り、薔薇園) 天候不良の為、中止	15日(日)	豊南コミュニティ 青少年部会定例会
						11日(土)	豊南地区 二十歳のつどい 準備・本番
2月	15日(土)	新旧引継ぎ会 (広報委員含み)	/			4日(火)	教育センター企画運営委員会
						7日(金)	豊田市美術館運営協議会
						9日(日)	『子どもの権利を学ぼう』講演会 + 豊南コミュニティ 青少年部会定例会
						11日(火)	豊田市美術館運営協議会
3月	/	/	/	7日(金)	卒業証書授与式(会長祝辞)…育友会役員の優先席を用意	13日(木)	第2回 豊南中学校 学校運営委員会
				7日(金)	豊南だより 第254号発行	27日(木)	第2回 豊南中学校区 コミュニティ・スクール連絡会議
				15日(土)	会計監査	12日(水)	豊田市PTA連絡協議会 役員会

II. 委員会活動

「無理なくできる生徒ファースト」の方針のもと、各種改廃を実施。

1. 学校委員会

■各種活動の改廃

＜ボランティア時のケガのリスク低減のため内容変更＞

- ・天井扇風機清掃活動：校内整備活動内容変更（12月 第5回学校委員会）

＜役員・委員の負荷軽減＞

生徒への直接効果の薄い活動を廃止・縮小

- ・夏祭り安全パトロール：2自治区のみ実施の為、話し合いの上で廃止

（7月 臨時役員会）

■生徒のためになる活動を追加

- ・制服リサイクル

着用しなくなった制服を回収し、無償で配布（R5年度までは100～500円で販売）

配布：3回実施（5/11, 9/7,10/5）※役員会実施日に合わせて配布

回収：通年

- ・職場体験可能な場の提供

職場体験可能な場の候補を より充実させるため、保護者に協力を呼び掛けて募集
する

■その他課題対応

- ・役員・委員の特典を改訂（10月 第4回委員会）

行事の観覧における優先席（役員のみ）について、中学生未満のお子さんをお持ちの方が役員になった場合、下のお子さんが卒業するまで行事の優先席を利用可とする様に改訂

- ・役員・委員の仕事の見直しと人数削減

- ・役員・委員選出会の少人数地区の統合

今年度は平和小学校区を統合（平山Ⅰ、平山Ⅱ、平和、水源平和、室宮前）

- ・2年任期役員の廃止の方向性を決定（4月総会にて審議）

- ・賛助会員の導入の方向性を決定（4月総会にて審議）

2. 広報委員会

- ・昨年度までの紙面での発行からweb版のみに変更し、フルカラー化

- ・きずなネットで情報展開し、中学校ホームページから閲覧可能に変更

- ・発行数：年間で4号（第251～254号）、web版にしたことにより、各期の内容を分散発行とした。

入学式、職員紹介、部活動紹介、前期生徒会役員紹介、

部活動大会結果報告、文化部発表会、薔薇祭、

後期生徒会役員紹介、豊南ふれあい祭、各種表彰紹介、

卒業生に贈る言葉、3年生クラスのページ、等

*各活動の取材実施

●一年間ご協力ありがとうございました

令和6年度 育友会会計決算報告書

I 収入の部

費 目	予算額(円)	決算額(円)	備 考
会 費	1,350,000	1,212,750	年間3,000円
利 息	2	229	決算利息
そ の 他	20,000	13,000	立て替え分、制服リサイクル等
繰越金	44,089	44,089	
合 計	1,414,091	1,270,068	

II 支出の部

費 目	予算額(円)	決算額(円)	備 考	
内 訳	事務費	222,000	207,810	印刷、進路関係郵送料等、役員手当
	旅費・会議費	10,000	5,900	各種会合・打ち合わせ
	教育研究費	30,000	36,400	高校入試問題集、学級文庫書籍等
	慶弔費	20,000	16,000	香料、生花
	負担金	120,000	92,790	PTA連絡協議会・県安全互助会、豊南ローズ基金
	渉外費	30,000	92,280	講師謝礼等
	広報費	400,000	-	豊南だより等
	ボランティア活動費	10,000	12,282	育友会ボランティア(薔薇園、草刈り、校内整備)等
	教育活動支援	100,000	329,302	学校・学年行事支援等
	環境整備費	400,000	403,109	薔薇園整備、校内整備等、掲示用写真
	雑費	30,000	15,268	鯉のエサ
			-	
予備費		7,000	返金等	
合 計	1,372,000	1,218,141		

III 差引残高(次年度へ繰り越し) 51,927 円

上記のとおり報告します。

令和7年3月15日

豊田市立豊南中学校育友会

会 長	木下 弘充	印
会 計	井上 昌子	印
同 上	梅澤 秀次	印

会計監査の結果、会計が的確であったことを認めます。

会計監査	日下部 真智子	印
同 上	中原 智子	印

個人情報保護のため押印は省略してあります。
原本には印影があります。

令和6年度 後援会会計決算報告書

I 収入の部

費目	予算額(円)	決算額(円)	備考
会費	1,350,000	1,212,750	年間3,000円
利息	2	69	決算利息
市補助金	45,000	137,000	文化的大会選手派遣事業補助金
バス代集金等	15,000	50,500	バス代生徒負担金
その他	-	110	返金等
繰越金	72,067	72,067	
合計	1,482,069	1,472,496	

II 支出の部

費目	予算額(円)	決算額(円)	備考
部活動運営費	970,000	1,298,155	
内訳			
事務費	30,000	59,540	協会登録、作品郵送料等
講師謝礼費	5,000	-	講師謝礼費
消耗品費	400,000	545,395	部活動備品・消耗品
派遣費	530,000	693,220	大会参加料、バス代、楽器運搬等
渉外費	5,000	-	
事業費	500,000	61,873	
内訳			
教育活動充実費	300,000	38,100	行事支援および部活動備品、楽器修理等
学校施設環境整備費	200,000	23,773	環境整備、備品整備等
予備費	12,069	7,000	返金等
合計	1,482,069	1,367,028	

III 差引残高(次年度へ繰り越し)

105,468 円

上記のとおり報告します。

令和7年3月15日

豊田市立豊南中学校後援会

会 長	木下 弘充	印
会 計	井上 昌子	印
同 上	梅澤 秀次	印

会計監査の結果、会計が的確であったことを認めます。

会計監査	日下部 真智子	印
同 上	中原 智子	印

個人情報保護のため押印は省略してあります。
原本には印影があります。

<決算報告の補足>

支出使途の一部を写真でご紹介します

育友会費



卒業式舞台用看板



鯉のエサ



入学式・新入生教室用 花



薔薇園整備用 農薬



授業予備用 彫刻刀

後援会費



卓球台



体育祭備品



女子バレー部 備品



ブラスバンド部 大会出場支援

※写真は校内での
発表練習



太鼓部 太鼓



皆様の会費が 大変役立っています
ご協力ありがとうございました



**令和7年度 豊南中学校
育友会 兼 後援会役員名簿 (案)**

役職名	氏名	生徒名(学年)	地区名
会長	小林 新吾	瑛太 (3)	明和
副会長	藤井 麻衣	結那 (3)	平和
書記	教頭先生		
会計	遠藤 正俊	みう (2)	丸山
	校務主任		
執行委員	青砥 祐介	祐梨愛 (2)	山之手
	大廣 久美子	桃子 (2)	前山
	横山ともみ	紗衣 (3)	今河合
	山下詩保子	心遥 (3)	根川
顧問	校長先生		
相談役	松田 ゆかり	龍之介 (3)	平山 I

会計監査 (監事) 名簿 (案)

役職	氏名	生徒名(学年)	地区名
会計監査	正田啓博	敦己 (3)	前山
	坂口美智代	叶夢 (2)	山之手

令和7年度 豊南中学校育友会 常任委員名簿 〈地区選出〉 (案)

委員長	横山 ともみ
広報委員長	山下 詩保子

	名前	生徒名	学年	地区名
1	小田紀子	修士	3	前山
2	中村 留美子	湊凧沓	3	前山
3	水野利行	陽翔	3	前山
4	上原実緒	琉紀	2	明和
5	横江 佳甫美	百合音	2	明和
6	宇野千永美	叶人	1	渡合
7	藤井 加寿美	湊太郎	3	今河合
8	水谷直子	元紀	3	今河合
9	吉村瞳	星南	3	今河合
10	上山敦史	遥	2	新今
11	田中 貴子	仁美	3	新今
12	市古厚美	絆菜	3	水源前山
13	大野佐知子	由雲	3	水源前山
14	村上 陽子	颯亮	2	水源前山

	名前	生徒名	学年	地区名
15	青柳磨由子	菜奈	3	平和小
16	加田野 佳代子	陽	3	平和小
17	谷口 容子	文萌	3	平和小
18	松井 直美	香緒	3	平和小
19	安藤めぐみ	祐依	3	平和小
20	吉村奈津紀	麻央	3	平和小
21	大神浩二	亜斤	2	山之手
22	白山志保	敦己	3	山之手
23	中村 由美子	優月	2	山之手
24	伊勢 真奈美	温人	3	丸山
25	岩橋 未千古	未来	3	丸山
26	後藤 知恵	優弥	3	丸山
27	田中 美里	乃愛	3	丸山
28	能登 美紀	優奈	3	丸山

	名前	生徒名	学年	地区名
29	玉越みずほ	紗奈	3	根川
30	内藤美和	李麻	3	根川
31	山本 晃	權都	3	水源前山

- 29 地区代表
- 31 広報委員 (一般応募)
- 1 広報委員

1. 豊南中学校育友会基本方針

1) 基本方針

私たち豊南中学校育友会は、子どもたちの健全な心身の成長と幸せを願って、保護者と教師が共に手を携えて、地域との連携のもとで各種活動を実践します。

各委員会活動がさらに向上・発展することを目指して、活動の充実・活性化を推進するための事業や情報収集・発信を行い、会員の学習と共通理解を深めるための先導的な役割を務めます。

今日の情報化社会で、各種メディア、インターネット等によりあふれ出した情報は、人間関係や環境を急速に変化させています。このような社会において、正しい情報の取捨選択が子どもたちの心身の成長に大きな影響を与えます。子どもたちは多くの個性と、様々な発展段階に応じた特性を持っています。相互に正しく理解すること、個性や特性を良い方向に伸ばすことが必要であると考えます。そのためにも『豊かな心』『健やかな体』『確かな学力』を身につけた子どもの育成を目指して、希望ある未来に向けて共に学び、共に育つ育友会活動を目指します。

私たちは、あらためて、教育の原点は家庭にあることを自覚し、『家庭』『学校』『地域』及び各専門機関との連携を密にしながら、以下の目標を掲げ活動を行います。

2) 重点目標 (豊田市PTA連絡協議会連携)

① 家庭教育力の強化を図ろう

◇子どもと共に学び、成長し、親として自覚を高めよう。

◇子どもとふれあいを深め、家庭の果たす役割を見つめ直し、家庭の力の向上に努めよう。

② 学校との連携を密にしよう

◇保護者と教師とで活発に意見交換し、子どもの健やかな成長を目指そう。

◇学校教育に対する保護者の理解を深め、教育活動への支援を促進しよう。

③ 地域や関係機関との連携を強めよう

◇地域連携を含め、安全・安心な地域づくりを進めよう。

◇自らも積極的に地域活動に参画し、楽しく活動を継続しよう。

3) 役員・委員として

◇皆で協力し助け合う。

(生徒や学校のために、やれることを、やれる時に、やれる人がやる)

令和7年度 事業計画 (案)

注: 予定は3月現在のものです。場合により変更があります。

I. 全体事業

活動月	役員会他			学校全体行事		育友会行事		委員活動	
	活動日	役員会	学校委員会	保護者/教師/地域の連携により、学校・家庭・地域における生徒の健全な成長を図る活動を推進する					
4月	5日(土)	第1回 臨時役員会	第1回	9 水	入学式・始業式	9 水	入学式	入学式取材	
	19日(土)					10 水	育友会総会要項配布 (web議決: 回答期限17日・水)		
				28 月	学校公開日 (午後) 授業参観・(修学旅行説明会)	19 土	臨時役員会 (育友会総会審議結果まとめ)		
5月	10日(土)	第2回		10 土	地域学校共働本部 薔薇園ボランティア	10 土	薔薇園ボランティア (共働本部に協賛) 制服リサイクル①	薔薇園ボランティア	
				16 金	体育祭 (予備日20日、21日)				
				23 金	午後: 3年進路説明会				
6月	7日(土)	第3回	第2回	10 火	3年修学旅行 (~12日) * 6/13振替休業日 (3年生)				
					2年職場体験学習 (~12日)				
				16 月	部活動懇談会				
				21 土	中学校総合体育大会 (~7/13)				
7月				7 月	夏季個別懇談会 (~11日・ただし10日を除く)				
						12 土	卓刈り活動 令和8年度役員立候補説明会	校内整備活動 立候補説明会	
						中旬		* 豊南だより 255号発行	
				21 日	夏季休業(~8/31)				
8月									
9月	6日(土)	第4回	第3回						
10月	11日(土)	第5回	第4回	10 金	前期終業式				
							11 土	令和8年度役員・委員選出(~11月2W・各地区にて設定)	役員・委員選出
				14 火	後期始業				
				17 金	薔薇祭				
				28 火	3年進路相談会 (~10/31)				
11月	8日(土)	第6回		8 土	地域学校共働本部 薔薇園ボランティア	8 土	薔薇園ボランティア (共働本部に協賛)、制服リサイクル販売②	薔薇園ボランティア	
				20 木	学校公開日 (午後) 授業参観・(自然教室説明会)				
				25 火	2年博物館学習 (4クラス・26日に残りの3クラス)				
12月	6日(土)	第7回	第5回	2 火	冬季個別懇談会 (~5日)				
				24 水	冬季休業 (~1/6)				
1月	10日(土)	第8回		8 木	3年進路相談会 (~13日)				
						10 土	育友会校内整備活動	校内整備活動	
				20 火	2年生自然教室 (~22日) * 1/23 (金) 振替休業日 (2年生)				
				26 月	午後: 入学説明会				
2月	14日(土)	引継ぎ会	引継ぎ会			15 土	引継ぎ会	引継ぎ活動 新旧役員、新委員	
3月				6 金	卒業証書授与式	6 金		* 豊南だより 256号発行	
						14 土	会計監査		
				24 火	修了式				

令和7年度 育友会会計予算(案)

I 収入の部

費 目	予算額(円)	備 考
会 費	1,750,000	年間3,000円
利 息	160	利息
市補助金・バス代集金等	220,000	市補助金・同窓会からの支援金等・各部活集金
繰 越 金	157,395	
合 計	2,127,555	

II 支出の部

費 目	予算額(円)	備 考	
内 訳	事務費	250,000	印刷代、郵送代等 役員・常任委員の手当
	部活動運営費	900,000	大会参加料、バス代、楽器運搬等
	旅費・会議費	5,000	各種会合・打ち合わせ旅費、会場使用料等
	教育研究費	20,000	高校入試問題集、書籍、学習環境整備等
	慶弔費	20,000	香料、生花等
	負担金	50,000	PTA連絡協議会・県安全互助会、豊南ローズ基金等
	渉外費	80,000	講師謝礼等
	ボランティア活動費	30,000	育友会ボランティア(薔薇園、草刈り、校内整備)等
	教育活動支援費	350,000	学校・学年行事等支援等
	環境整備費	400,000	薔薇園整備、校内整備等
	雑費	20,000	鯉のエサ
	予 備 費	2,555	
	合 計	2,127,555	

育友会会則・育友会細則・立候補細則の改訂案について

R6年度を通して役員、委員で議論した結果、以下の①、②の実施を決めました。

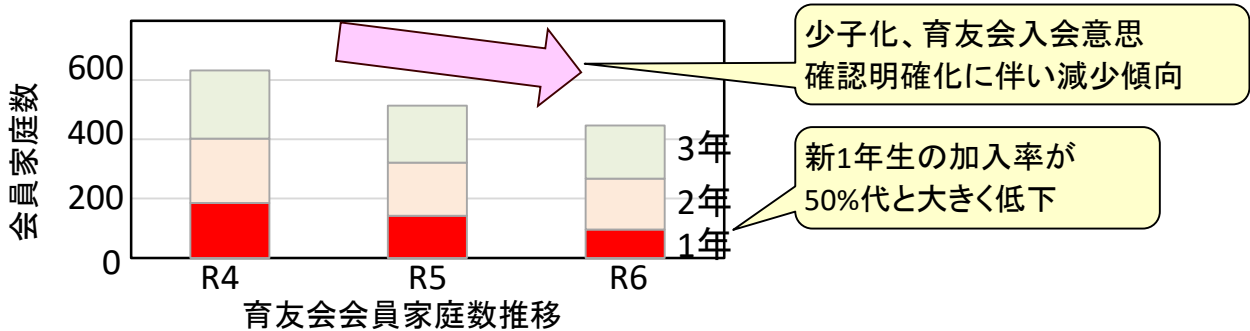
- ① **豊南中学校ブロックの小学校で導入されている、PTA賛助会員制度の導入**
- ② **2年役の廃止**

本総会にて、関連する育友会会則・育友会細則・立候補細則の改訂案と合わせて提案させていただきます。

①、②の導入の背景と内容は以下になります。

① 賛助会員制度の導入

※賛助会員 = 仕事、家庭の都合で役員・委員はできないが、学校活動へ金銭的なご支援を頂ける方
現状の課題：新1年生家庭の入会割合が他学年に比べて大きく減少



新1年生の回答に「賛助会員 = お金のみ支払う制度」であれば加入する声アリ → 小学校の状況を確認

	豊南中	前山小	山之手小	平和小
育友会 (PTA) 会員割合 (保護者世帯数に対する割合)	71%	90%	90%	確認中
賛助会員の導入の有無	未導入	導入済	導入済	導入済
賛助会員の割合 (全PTA会員に対して)	---	90%	52%	確認中

改訂案：学校活動を保護者全員で広く支える為に会員数の維持を考え、賛助会員制度を導入

改訂に伴い、育友会、後援会を以下に定義します。

育友会 = 各小学校のPTA正会員に相当 (役員、委員に選出された場合、ご担当いただく)

後援会 = 各小学校のPTA賛助会員に相当

本改訂に伴い予算見直しも合わせて行うことで、育友会・後援会で合わせて**年額6,000円**の会費が育友会、後援会のどちらを選んで頂いても、**年額3,000円**となります。

② 2年役の役員の廃止 (R8年度～)

現状の課題：役員選出会で2年役 (会長、副会長、相談役) 選出にあたり、選出を避ける為に事前に退会、選出後に退会するケースが発生。今後も2年役の選出が難航すると予想されます。

改訂案：2年役の役員を廃止。現在、2年役の1年目に把握する前年度の役員会・委員会の様子は前年度の12月の役員会・委員会から参加することで対応します。(以下、参照)

	役職	1年目	2年目
従来	会長・副会長	執行委員①・②	会長・副会長①
	相談役	副会長②	相談役
今後	会長・副会長	前年度の12月 役員会・委員会から参加	会長・副会長①
	相談役		副会長②

以上

豊田市立豊南中学校育友会会則

第 1 章 名称と事務所

第 1 条 この会は豊田市立豊南中学校育友会と称し、事務所を豊南中学校内におく。

第 2 章 目的と活動

第 2 条 この会は父母と教員が協力して、学校と家庭と社会における生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。

第 3 条 この会は前条の目的をとげるために次の活動をする。

- 1 よい父母、よい教員になるよう努める。
- 2 家庭と学校との緊密な連絡によって、生徒の活動を支援する。
- 3 生徒の生活環境をよくする。
- 4 公教育費を充実することに努める。

第 3 章 方針

第 4 条 この会は教育の本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体、および機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為はしない。
- 3 この会、またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。

第 4 章 会員

第 5 条 この会の会員になることができる者は次のとおりである。

- 1 豊南中学校に在籍する生徒の父母またはこれに代わる者。
- 2 豊南中学校の校長および教職員。

第 6 条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第 5 章 経費

第 7 条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金および、その他収入によって支弁する。

第 8 条 会費は月額 2 5 0 円とする。

会費は前期(4月) 後期(10月) 各1,500円の徴収とする。ただし、入退会については、月割にて還付および徴収する。

第 9 条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日終わる。

第 6 章 役員

第 10 条 1 この会の役員は次のとおりである。

- | | |
|------|-----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 若干名 |
| 書記 | 1名 |
| 会計 | 1名 |
| 執行委員 | 若干名 |

2 必要に応じて特別役員をおくことができる。

第 11 条 役員は定期総会で選出する。

第 12 条 役員任期は1年とする。ただし、再選をさまたげない。特別役員任期は必要に応じた任期とする。

第 13 条 1 会長は次の職務を行う。

- (1)総会および運営委員会を招集し、会議の議長となる。
- (2)他の役員および校長の意見を聞いて、常任委員会の委員長を委嘱する。**
- (3)運営委員会の承認を得て、臨時委員会の委員長を委嘱する。**

2 会長はすべての集会に出席して意見を述べることができる。

第 14 条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代行する。

第 15 条 書記は総会および運営委員会の議事ならびにこの会の重要事項を記録保管し、集会について通知する。

第 16 条 会計はこの会の一切の会計事務を処理し、定期総会において会計監査を経た決算報告をする。

第 17 条 執行委員は各委員会を構成し、本会の運営推進にあたる。

第 7 章 会計監査委員

第 18 条 この会の経理を監査するために 2 名の非常任監査委員をおく。

第 19 条 会計監査委員は定期総会で選出する。

第 20 条 会計監査委員はその年度の会計を監査し、定期総会に年度決算の会計報告をする。

第 21 条 会計監査委員の任期は 1 年とする。

第 8 章 役員および会計監査委員の候補者推薦委員会

第 22 条 役員および会計監査委員を推薦するときは、役員および会計監査委員候補者推薦委員会（以下、推薦委員会という）をおく。

第 23 条 推薦委員会の委員の数と選出方法は細則で定める。

第 24 条 推薦委員会の委員は、その任期を終了したときに解任される。

第 9 章 総会

第 25 条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

第 26 条 総会は定期総会および臨時総会とする。

定期総会は 4 月に開催する。臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、また会員の 10 分の 1 以上の要求があったときに開催する。

必要に応じ、書面審議とすることができる。

第 27 条 総会は、会員の 5 分の 1 以上が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。又、議事は出席者の過半数で決定する。

書面審議による総会の場合には、議事は会員の過半数で決定する。棄権は賛成に含めることとする。

第 10 章 学校委員会

第 28 条 学校委員会は運営委員会、常任委員会の委員、および臨時委員会のある場合はその委員をもって構成し、総会に準ずる議決機関とする。

第 29 条 学校委員会は各委員の連絡およびその他必要な事項を審議し、調整する。

第 30 条 学校委員会は、委員の 3 分の 1 以上が出席し、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得なければ議決することができない。

第 11 章 運営委員会

第 31 条 運営委員会は役員、常任委員会、校長、臨時委員会がある場合はその正副委員長をもって構成する。

第 32 条 運営委員会は、この会を運営するための必要な事項を協議し、総会に提出する議案を選出する。

第 33 条 運営委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席し、出席者の過半数の賛成を得なければ議決することができない。

第 12 章 常任委員会および臨時委員会

第 34 条 常任委員会は各地区委員、教員で構成し、この会の活動に必要な事項について調査研究立案する。

第 35 条 常任委員会のその任務は次のとおりとする。

○広報活動をととして会員相互に学校および育友会活動の理解と啓発に努める。

○生徒の文化活動を助成し、会員相互の交流と親睦を深め、会員の文化的資質の向上に努める。

○生徒の家庭生活、社会生活の助成、ならびに生徒の自主的集団活動の活性化に努める。

第 36 条 特別な事項について必要があるときは、臨時委員会を設けることができる。

第 37 条 臨時委員会は、その任務を終るとともに解散する。

第 38 条 常任委員会は、地区会員の推薦に基づいて会長が委嘱する。

- 第 39 条 臨時委員会の委員は、運営委員会の推薦に基づいて会長が委嘱する。
- 第 40 条 校長は、学校管理ならびに教育上、常任委員会または臨時委員会に出席して意見を述べることができる。

第 13 章 細 則

- 第 41 条 1 この会の運営に関し必要な事項は、この会則に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て決める。
- 2 運営委員会の細則を制定または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第 14 章 改正 および 実施

- 第 42 条 この会則は、機会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。
- 第 43 条 この会則は、昭和36年4月21日より実施する。

第 15 章 慶 弔 規 定

- 第 44 条 生徒および保護者が死亡した場合は、代表者が会葬し、生徒の場合は10,000円、父母の場合は5,000円の香料と生花一基を送ることを原則とするが、その都度協議して決定する場合もある。
- 第 45 条 その他、慶弔の必要があると認めた場合は、役員会において適切な方法を協議して決める。

第 16 章 個人 情報 取扱 規定

- 第 46 条 本会の事業において必要とされる個人情報の取得、利用、提供および管理については、「豊南中学校 育友会・後援会個人情報取扱細則」に定め、適正に運用する。

第 17 章 役 職 手 当

- 第 47 条 本会の役職手当について、次のように定める。
- 支給金額：役員 育友会会費1年分、常任委員 育友会会費半年分**
- 支給基準：各役職の職責を果たしたとみなされる者に支給する。
- 支給判断：常任委員については役員、役員については会長が年度末に判断する。
- 辞退可否：役員・常任委員とも、自身の手当の受給を辞退できる。

付 則

- 昭和44年4月17日一部改正 (第8条 会費50円を100円とする)
- 昭和46年4月27日一部改正 (第10条 副会長2名を3名とする)
- 昭和49年4月26日一部改正 (第8条 会費100円を150円とする)
- 昭和50年4月25日一部改正 (第10条 副会長3名を若干名とする)
- (第10章以降改正 <第10章 第27項～29条、第12章 第34条～39条新設>)
- ※旧第11章 第30条、31条改廃)
- 昭和56年4月28日一部改正 (第8条 会費150円を250円とする)
- 平成 2年4月28日一部改正 (第34条 一部改正、成人教育委員会を広報委員会、補導委員会を育成委員会、進路対策委員会を進路研修委員会とする)
- 平成 5年4月24日一部改正 (第30条 1年、2年の学年学級PTAの正副委員長をいれる)
- 平成10年4月18日一部改正 (第30条 1年、2年の学年学級PTAを、学年学級PTAとする)
- (第34条 進路研修委員会を削除、5委員会を4委員会とする)
- (第13章 第40条 学年学級PTAを新設する)
- (第13、14章を、第14、15章と、また第40条～42条を、第41条～43条と名称変更する)
- 平成14年4月20日一部改正 (第13条 「2 会長はすべての会に出席して意見を述べるができる」を追加)
- (第34条 育成委員会を育成安全委員会と改める。以下、関連

	する場所はすべて育成安全委員会とする)
平成16年4月17日一部改正	(第8条 会費は前期(4月)、後期(10期)各1,500円の徴収とする)
	(第10条 特別役員1名を追加する)
平成17年4月16日一部改正	(第10条 特別役員は「必要に応じておくことができる」とする)
	(第12条 特別役員の任期を「必要に応じた任期」とする)
	(第30条 運営委員会から学年・学級PTAの正副委員長をはずす)
	(第14章 第40条を改廃する)
	(第14章 第41条を、第13 第40条とし、第15章を、第14章とする)
平成22年4月17日一部改正	◇以下会則の改定運用は平成23年度より運用する。
	(第10条 「役員に執行委員 若干名」追加)
	(第17条 「執行委員は各委員会を構成し、本会の運営推進にあたる」を追加
	第17条追加に伴い以降条項番号を繰り下げる。)
	(第18条 会計監査委員を非常任とする。)
平成25年4月20日一部改正	(第35条 文化委員会を文化・バザー委員会とする。)
平成30年1月30日一部改正	(第3条② 文中の歩道を支援に変更)
平成30年1月30日一部加筆	(第15章 第44条、第45条の慶弔規定を加筆)
令和3年4月10日一部改正	(第5条、4条との重複表記を削除)
	(第26条、書面審議総会を追加)
	(第27条、書面式総会の場合の、議決数を追記)
	(第35条、保健体育委員会を削除)
令和3年10月2日一部改正	(バザーを廃止。委員の負荷平衡をはかるため委員会の枠を撤廃。第35条、広報、文化・バザー、育成安全委員会を削除)
令和4年4月7日一部改正	(第12章、常置委員会と常任委員会の混同表記を常任委員会に統一)
令和5年4月8日一部改正	(第5章 第8条の一部改正 転入出を入退会に変更)
令和5年4月8日一部加筆	(第16章 第46条の個人情報取扱規定を加筆)
令和6年4月6日一部加筆	(第17章 第47条の役職手当の規定を加筆)
令和7年4月5日一部加筆	(第6章 第13条(2)、(3)から副委員長を削除)
	(第17章 第47条の役職手当の規定を修正)

豊田市立豊南中学校育友会細則

第 1 章 役員、会計監査委員の選挙および就任

- 第 1 条 役員、会計監査委員の選挙および就任は次のとおり行われる。
- 1 推薦委員を次のとおり選出する。
 - 役員の代表 2 名
 - 地区の代表 1 名
 - 教員の代表 2 名
 - 2 推薦委員は役員および会計監査委員の候補者になることができない。
 - 3 候補者の追加推薦は、選挙を行う総会において一般会員から推薦することができ、ただし、この場合は 20 名以上の推薦者の署名を要する。
 - 4 候補者の推薦は、推薦委員会によってなされる場合も、その氏名を発表する前に、推薦者の同意を得なければならない。
 - 5 役員および会計監査委員は、定期総会において就任する。
- 第 2 条 会長に欠員を生じた時は、副会長が昇格する。
- 第 3 条 会長以外の役員に欠員を生じた時は運営委員会がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。
- 第 4 条 **役員候補選出時は予備役を設ける。**
予備役の任期は、いずれの役員の予備役も、該当候補が役員に就任するまで

第 2 章 総会

- 第 5 条 定期総会は決算の承認、年度計画および予算の審議、規約審議、役員および会計監査委員の選出を行う。

第 3 章 改正および実施

- 第 6 条 この細則は、運営委員会において構成員の 3 分の 2 以上の賛成がなければ改正することができない。
- 第 7 条 この細則は、昭和 36 年 4 月 21 日より実施する。

第 4 章 役員・委員の特約について

- 第 8 条 常任委員における広報担当者は、育友会活動、学校行事において以下の特典を有する。
- ・委員会活動の薔薇園整備、草刈り（除く愛校活動）参加を免除とする
 - ・体育祭における撮影担当者はテント下で観覧する権利を有する

- 47年4月20日一部改正 (第5条 進路対策部会)
- 50年4月25日一部改正 (第4章を、第3章とし、第12条、13条を、第5、6条とする
※旧第8章は会則に移行)
- ㄨ14年4月20日一部改正 (第1条 1 地区代表1名)
- 和 3年10月2日一部改正 (第4章、第7条を追加)
- 和 4年4月7日一部改正 (第4条追加。又追加に伴い、以降条項番号を繰り下げる)
- 和 5年10月7日一部改正 (第4条 1年任期の役員の予備役を追加)
- 令和 7年 *月*日一部改正 (第4条 複数年任期の役員の記載を修正)

豊南中学校育友会役員・委員立候補募集細則

- 第1条 本細則は、育友会役員・委員の立候補募集について定める。
- 第2条 本細則による募集範囲は、会長、副会長、会計、常任委員長、常任委員、会計監査委員とする。
- 第3条 育友会役員・委員募集では、1年生、2年生の保護者に対して、第4条の内容が告知される。
- 第4条 保護者に対して、告知される内容は下記である。
- ・ 立候補募集の応募期限、応募方法
 - ・ 役員、各委員会の業務内容の紹介
 - ・ 募集説明会の日時・場所
- 第5条 立候補募集の応募期限、応募方法は、役員会で定める。応募方法は、応募順が客観的に定まる方法でなくてはならない。
- 第6条 応募締め切りに先立って、募集説明会を実施する。
- 第7条 応募後の役員・委員決定方法は、下記のとおりとする。
- 応募順での選択権
 - ・ 応募順で、「選択順位」を定める。
 - ・ 「選択順位」1番から6番までの応募者は、役員(6名)の中から、順に、役職を選択する。
ただし、応募者間で、相談をして決めていくことを妨げない。
 - ・ 「選択順位」7番目以降の応募者は、順に、常任委員・会計監査から選択可とする。
- 第8条 応募者が埋まらなかった役員、常任委員は、従来どおり、地区からの推薦に基づいて決定する。
その際に、応募者がいた地区からの役員・常任委員の割当人数は、応募者数だけ少なくするものとする。
割当人数を少なくする配慮は、次年度に引き継がない。
(ある年度、たくさん役員を担当したからと言って、次年度少なくともいいわけではない)
- 第9条 この細則は、役員会で決定する。役員会の半数以上の賛成で改定される。

付則

令和3年6月5日制定

令和 5年 4月 6日一部改正

令和 7年 1月 11日一部改正

(第3条 告知対象から小学6年生保護者を削除)

(第2条 役員削減に合わせて募集範囲の記載を修正)

(第7条 同じ地区からの選出についての記載を削除)

豊田市立豊南中学校後援会会則

- 第 1 条 この会は豊田市立豊南中学校後援会と称し、事務所を本校内におく。
- 第 2 条 本会は豊田市立豊南中学校教育振興のために後援することを目的とする。
- 第 3 条 本会は前条の目的に賛同し、その達成に協力する人をもって組織する。
- 第 4 条 本会は第 2 条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 1 学校施設の充実をはかる。
 - 2 生徒の保健体育活動に協力する。
 - 3 その他必要な事項を行う。
- 第 5 条 本会に次の役員を置く。
- | | | |
|-----|-----|-------------|
| 会 長 | 1 名 | 育友会会長が兼ねる。 |
| 副会長 | 若干名 | 育友会副会長が兼ねる。 |
| 理 事 | 若干名 | 会長が委嘱する。 |
| 監 事 | 2 名 | 育友会計監査が兼ねる。 |
| 委 員 | 若干名 | 会長が委嘱する。 |
- 第 5 条 本会の役員の任務は次のとおりです。
- 会長は会を代表し、会務を総理し、会議を招集し、司会をする。
- 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときには代理する。
- 理事は理事会を構成し、庶務、会計その他本会の運営にあたる。
- 監事は会計の監査にあたり、その年度の会計を監査して総会に報告する。
- 委員は委員会を構成し、本会の運営推進にあたる。
- 第 7 条 本会の役員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。。
- 第 8 条 本会に顧問を置く。顧問は理事会において推薦し、会長はこれを委嘱する。
- 第 9 条 本会は年 1 回総会を開く。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。理事会、委員会は、必要に応じて開き、また委員会は総会の代議機関となる。
- 第 10 条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって、これにあてる。
- 会費は月額 2 5 0 円とする。会費は前期 (4 月) 後期 (1 0 月) 各 1,500 円とする。
- ただし、入退会については、月割にて還付および徴収する。
- 第 11 条 本会の事業において必要とされる個人情報の取得、利用、提供および管理については、「豊南中学校 育友会・後援会個人情報取扱細則」に定め、適正に運用する。
- 第 12 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 3 1 日に終わる。
- 第 13 条 本年の会則改定は、総会において行う。

付 則

本会則は、昭和 3 6 年 4 月 2 1 日より実施する。

- | | |
|------------------------|--|
| 昭和 4 4 年 4 月 1 7 日一部改正 | (第 1 0 条 1 口 1 0 円を 1 5 0 円) |
| 昭和 4 9 年 4 月 2 6 日一部改正 | (第 1 0 条 1 口 1 5 0 円を 2 5 0 円) |
| 平成 1 6 年 4 月 1 7 日一部改正 | (第 1 0 条 2 5 0 円 1 口以上を 2 5 0 円) に改正し、
前期(4 月)、後期(1 0 月) 各 1,500 円の徴収とする |
| 令和 5 年 4 月 8 日一部改正 | (第 1 0 条の一部改正 転入出を入退会に変更) |
| 令和 5 年 4 月 8 日一部加筆 | (第 1 1 条の個人情報取扱規定を加筆)
(第 1 1 条追加に伴い以降条項番号を繰り下げる) |

豊南中学校 育友会・後援会 個人情報取扱細則

(目的)

第1条 豊田市立豊南中学校 育友会・後援会（以下「本会」という）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、役員名簿・委員名簿・事業等の記録や写真及びその他の個人情報の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、本会の活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(定義)

第3条 「個人情報」とは、個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。
(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
(2) 個人識別符号が含まれるもの

(管理者)

第4条 本会における個人情報の管理者は、会長とする。

(取扱者)

第5条 本会における個人情報の取扱者は、役員・常任委員とする。

(秘密保持義務)

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第7条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。また、円滑な本会の活動をおこなうために以下の情報を取得する。
(1) 会員の氏名、住所
(2) 会員の子どもの氏名・学年・クラス
(3) 広報紙に掲載する情報（写真、各種表彰の情報、卒業前の寄せ書きなど）
(4) 役員・常任委員の電話番号・メールアドレス等の連絡先

(周知)

第8条 個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報等で会員に周知する。

(利用)

第9条 取得した個人情報は、以下の目的に沿った利用を行うものとする。
(1) 本会の会費の集金業務・管理業務
(2) 本会の関連文書の送付・配布、提出物の回収・保管
(3) 役員並びに会計監査・会員・常任委員の名簿の作成
(4) 委員選出並びに役員選出等の推薦活動・候補者選出
(5) 広報紙、本会のホームページへの掲載
(6) 役員・常任委員間の連絡

(利用目的による制限)

第10条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規約により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第11条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第12条 個人情報を取り扱う電子機器等については、適切な状態で保管することとする。
また、個人情報を持ち出す場合や、電子メール等で個人情報を送付する場合は、ファイルにパスワードをかける等して、適切に個人情報を管理することとする。

(第三者への提供の制限)

第13条 個人情報は次のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に

提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者に提供する場合の記録の作成)

第14条 本会は、前条の規定に基づいて個人情報を第三者に提供したときは、次の項目について記録を作成し、保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する個人情報の対象者(本人)の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者(本人)の同意を得ている旨(前条第1号から第4号までの場合を除く)

(第三者から提供を受ける際の記録の作成)

第15条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し、保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける個人情報の対象者(本人)の氏名
- (4) 対象者(本人)の同意を得ている旨(第13条第1号から第4号までの場合を除く)

(情報の開示等)

第16条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除等を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第17条 個人情報を漏えい、紛失等した場合や、そのおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告し、適切な対応を行う。

(研修)

第18条 本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に、個人情報の取扱いに関する研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第19条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改定)

第20条 法令の改正または実務上の不備が生じた場合は、役員会において審議し、その承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第8条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

付則

本細則は、令和5年5月1日より施行する

業務委任契約書

豊田市立豊南中学校育友会・後援会（以下「甲」という）と、豊田市立豊南中学校（以下「乙」という）とは、甲の事務に関して次のとおり業務委任契約（以下「本契約」という）を締結する。

（委任事項）

第1条 甲は乙に対し、甲の事務のうち下記の業務を委任し、乙はこれを受諾する。

- (1) 甲会費の集金及び催促、経理事務一般
- (2) 印鑑、出納簿及び預金通帳の保管・管理
- (3) 甲発行の広報誌、甲関連の各種文書等の配布
- (4) 甲への提出物の回収・保管
- (5) その他、甲、乙協議の上で必要な業務

2 前項各号に明記されていないもので必要が生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第2条 乙は、第三者に対し本契約の一部もしくは全部を委任し、本契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、または本契約上の地位を継承させてはならない。

ただし、甲の承諾を得た時はこの限りではない。

（報酬）

第3条 本契約に関し、乙は甲に対して名目の如何を問わずいかなる報酬も求めない。

（秘密の保持等）

第4条 乙は、本契約上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、保管・管理する書類等を第三者に閲覧、書写または譲渡してはならない。

ただし、甲の承諾を得た時はこの限りではない。

（契約期間）

第5条 本契約の有効期間は、令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日までとする。ただし、本契約期間終了の1か月前までに、いずれの当事者からも本契約を更新しない旨の書面による意思表示がない場合には、本契約は本契約満了日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（補足）

第6条 本契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定める。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和 6 年 5 月 1 日

委任者（甲） 豊田市立豊南中学校育友会・後援会

会長 木下 弘 充

木下

受任者（乙） 豊田市立豊南中学校

校長 大山 貴 弘

豊南
中学校

※原紙には両者の正式な印鑑が押印されています

令和7年度育友会関連行事予定

令和7年度年間行事

月	日	曜	お も な 行 事 内 容
4	5	土	第1回育友会役員会 9:00~(図書室) 第1回学校委員会 10:00~(理科室)
	9	水	令和7年度入学式・始業式 ※育友会実家庭調査用紙配付
	19	土	臨時育友会役員会
	28	月	午後：学校公開日【授業参観・(修学旅行説明会)】
5	10	土	地域学校共働本部：薔薇園ボランティア 第2回育友会役員会
	16	金	体育祭 【予備日 20日(火) 21日(水)】
	23	金	午後：3年進路説明会
6	7	土	第3回育友会役員会 第2回学校委員会
	10	火	3年修学旅行(～12日) ※6/13(金) 振替休業日(3年生) 2年職場体験学習(～12日)
	16	月	部活動懇談会
	21	土	中学校総合体育大会(～7月13日)
7	7	月	夏季個別懇談会(～11日・ただし10日除く)
	10	木	第1回豊南中学校区コミュニティ・スクール連絡会議(未定)
	12	土	育友会校内整備活動 令和6年度役員立候補説明会
	21	月	夏季休業(～8月31日)
8	21	木	午後：3年心に残る記念事業
	23	土	豊田市高等学校魅力発見フェスタ2025
9	6	土	第4回育友会役員会 第3回学校委員会
10	10	金	前期終業式
	11	土	第5回育友会役員会 第4回学校委員会
	14	火	後期始業
	17	金	薔薇祭
	28	火	3年進路相談会(～10/31)
11	8	土	地域学校共働本部：薔薇園ボランティア 第6回育友会役員会
	20	木	午後：学校公開日【授業参観・(自然教室説明会)】
	25	火	2年博物館学習(4クラス・26日に残りの3クラス)
12	2	火	冬季個別懇談会(～5日)
	6	土	第7回育友会役員会 第5回学校委員会
	24	水	冬季休業(～1/6)
1	8	木	3年進路相談会(～13日)
	10	土	育友会校内整備活動 第8回育友会役員会
	20	火	2年生自然教室(～22日) ※1/23(金) 振替休業日(2年生)
	26	月	午後：入学説明会
2	12	木	第2回豊南中学校区コミュニティ・スクール連絡会議(未定)
	14	土	育友会新旧引継会 役員引継会 9:00~ 学校委員引継会 10:30~
3	6	金	第69回卒業証書授与式
	14	土	令和7年度育友会会計監査
	24	火	修了式

※4月9日現在の予定です。学校行事を含め、変更がある場合もあります。ご承知おきください。